

平成 19 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民法]

AはBに対して自己所有の業務用コンピュータ(以下、本件コンピュータという)を賃貸し(期間2年、賃料月額30万円)、Bは自己の事業活動に利用する目的でこれを借り受け、引渡しを受けたところ、何者かに本件コンピュータを持ち去られ、Bはこれを用いて行うはずであった業務を遂行できなくなった。それから3ヶ月後、Cが本件コンピュータをAおよびBに無断で持ち去っていたことが判明した。Cは本件コンピュータを自己の業務のために活用し、自身の技能ともあいまって、1億円に上る収益を上げていた。

BはCに対して、どのような法的根拠に基づいていかなる請求をすることができるか。その可否を含めて論じなさい。

【50点】